

◎新潟県告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を受理したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年3月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 受理年月日

平成25年2月8日

2 規約の変更内容

新潟県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を次のように改める。

別表第2備考第3項及び第4項中「及び外国人登録原票」を削る。

3 変更の理由

平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止され、外国人登録原票が閉鎖されたため。

4 施行年月日

平成25年4月1日